

飲酒運転根絶街頭活動、全国で活発に推進中！（続）

キャンペーンを実施しました。

このイベントには、土浦警察署、土浦ライオンズクラブをはじめ地元有力企業が協賛、協会会員のほか連絡協議会加盟事業者19社が参加し、盛大にとりおこなわれました。協会は飲酒運転根絶チラシ、ティッシュを提供しました。



街頭活動中の茨城県支部会員と土浦地区運転代行業連絡協議会の皆さん

大分発

飲酒運転根絶県民大会、盛大に開催 関係団体の一員として大分県支部参加

去る11月20日（火）午後1時半から大分県庁舎本館正庁ホールを会場に、「平成24年度大分県飲酒運転根絶県民大会」が盛大に開催されました。大分県は県条例を定めて飲酒運転根絶に取り組んでいる県です。参加者は県下関係機関、団体から180名と多数。

「飲酒運転を絶対にしない・させない風土を築いていこう」という広瀬知事の挨拶に始まり、飲酒運転根絶功労者表彰、飲酒運転根絶宣言、「アルコール知識を活かした飲酒運転防止対策」と題した講演がなされるなど、充実した大会でした。

協会大分県支部（井面支部長）では支部会員全社と従業員が参加、大会終了後「飲酒運転根絶のぼり旗」を掲げ、街頭活動を行いました。



盛会な大分県飲酒運転根絶県民大会会場

神奈川発

犯罪被害者等支援キャンペーン開催、 協会が趣旨に賛同し参加

神奈川県では、神奈川県警と神奈川被害者支援センターと共催して、11月25日（日）午後2時から新都市プラザ（横浜そごう地下2階）で、犯罪被害者支援キャンペーンを開催しました。

協会本部では、交通事故による被害をなくす願いを込めてキャンペーンに参加し、飲酒運転根絶チラシとティッシュを参加者にお配りしました。県警音楽隊によるアトラクションがキャンペーンを盛り上げ、会場いっぱいの参加者の拍手を浴びていました。



県警音楽隊による演奏に聴き入る会場いっぱいの参加者

「2012 飲酒運転を根絶しよう！県民大会」 キャンペーン街頭活動と併せて開催

この大会は、神奈川県、市区町村、神奈川県警察が立ち上げた県交通安全対策協議会が主催、飲酒運転根絶を目指し、県の総力を挙げて12月5日（日）に新百合トウェンティワンホールで開催されました。大会は主催者側の挨拶に続き、「交通事故被害者の心理と対応について」をテーマとした講演、書家による「飲酒運転根絶」の書道パフォーマンスなどが行われました。その後、新百合ヶ丘駅前に関係者が書家揮毫の横断幕を掲げ、飲酒運転根絶を通行者に呼びかけました。神奈川県支部では、霜鳥支部長以下会員社が参加し、飲酒運転根絶チラシ、ティッシュを配布しました。



新百合ヶ丘駅前における飲酒運転根絶街頭活動

謹んで新春を
お慶び申し上げます。



2013 年

目次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 井上剛志交通企画課長	3
同 国土交通省 瓦林康人旅客課長	4
「更なる健全化対策」着々と具現化	5
「優良運転代行業者評価制度」の大枠固まる	6
協会、ペイント化に意見具申	6
公益事業、全国で活発に実施	7

年頭のご挨拶

会長 丹澤 忠義



年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、厳しい経営環境のもとで当協会の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて当協会は、昨年4月より公益社団法人として発足し、運転代行業が真に交通安全に資する産業となるべく、飲酒運転を抑止するための活動を中心に据えて、公益目的事業に係る活動を展開してまいりました。その一環として、全国各地において、理事、支部長、会員各位のお力をお借りしながら、交通安全と飲酒運転根絶を訴える活動を展開していることはすでに周知のことと存じます。

さらに、当協会が長期にわたって訴えてきた、運転代行業の適正・健全化を推進するための法令の見直しのなかで、随伴用自動車の表示のペイント化（固定化）が、国土交通省から改正省令案として発表され、今年度末にも実現する見通しとなりました。

これは昨年3月、警察庁・国土交通省が発表した運転代行業の健全化対策の一つとして掲げられたものでしたが、同時に運転代行業界として取り組むべき方策として「優良運転代行業者評価制度」の創設が示唆されていました。

そこで当協会では、理事会決議を経て昨年7月開催した全国支部長会議において、この制度創設に取り組むことを表明、直ちに素案作りに着手することとしました。その後この制度は、運転代行業界全体で構築、展開すべき制度であるとして、公益社団法人全国運転代行協会と、公益財団法人運転代行振興機構の両団体が業界を代表する形で、この制度の制度設計に取り組んでまいりまして、このほどようやくその内容が整い、近々制度の詳細が発表される予定であります。この制度の目的は、利用者が運転代行を利用する際に、安全・安心で良質なサービスを提供する優良業者を選択できる機会を増やすことで運転代行の利用促進を図るとともに、運転代行業界の健全化を促進しようとするものです。

この制度の創設に呼応して、警察庁では、運転代行業者の過去2年間の行政処分歴について、各都道府県警察のホームページ上に公表する基準を定めた旨を、昨年11月明らかにしました。

さて、運転代行業が生まれて約半世紀が経過しようとしておりますが、業界は必ずしも平坦な道を歩んできたとは言いがたい状況にあります。交通安全と飲酒運転根絶を担う意義ある事業を、真に社会に欠かせない存在として認識してもらうためにも、事業者の皆様方が適正にして健全な事業運営に徹しなければなりません。当協会は、業界の適正・健全化に本年も引き続き取り組んでまいります。会員各位におかれましては、協会運営になにとぞご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

昨年末に政権が変わり、デフレ脱却を目指す新しい経済政策によって景気の動向に好ましい変化が起こることが期待される本年が、皆様にとって輝かしい年となることを祈念しつつ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

警察庁交通局
交通企画課長 井上 剛志



新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様方には、平素から交通警察行政各般にわたり、深い御理解と御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成24年中の交通事故情勢につきましては、死者数が4年連続して5,000人以下となり、12年連続の減少となったほか、発生件数及び負傷者数も過去最悪であった平成16年から引き続き減少しております。

これも皆様方を始めとする、関係各位の御尽力のたまものであると、改めて感謝する次第であります。

しかしながら、個々の交通事故事件に目を向けてみますと、交通事故死者数の約半数を65歳以上の高齢者が占めているほか、いまだ飲酒運転等の悪質違反に起因する交通事故によって多くの尊い命が犠牲となるなど、決して予断を許さない情勢にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察といたしましては、政府の第9次交通安全基本計画に掲げられた「平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」との目標を達成するため、交通事故死者数の約半数を占める高齢者への対策を始め、一層の交通死亡事故抑止対策を推進し、更なる交通事故犠牲者の減少を目指してまいります。

また、昨年、集団登校中の児童等が多数死傷する事故など、社会的反響の大きい交通事故が相次いで発生していることを受け、警察庁を始め関係する省庁等においてこの種事案に係る対策を推進するとともに、無免許運転の罰則の見直しや一定の病状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方についても検討を行っているところであります。

もとより、交通死亡事故抑止は、ひとり警察のみで達成できるものではなく、関係機関・団体との緊密な連携による官民一体となった取組が不可欠であることは申すまでもありません。

とりわけ、自動車運転代行業は、飲酒運転の防止等を通じて交通安全に寄与する事業として、その更なる発展を期待しているところでありますので、皆様には引き続き業務の適正化を積極的に推進し、事業の健全な育成、発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

国土交通省自動車局
旅客課長 瓦林 康人



新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎え、皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、関越自動車道における高速ツアーバスの痛ましい事故を始めとして、大きな自動車事故が相次ぎました。これらは、公共交通機関の安全性に対する利用者の信頼を揺るがすものであり、国土交通省としても大変深刻に受け止めております。交通機関における安全の確保は全てにおいて優先されるべきであり、今後、同種事故の再発防止と利用者の信頼回復に万全を期すこととしております。皆様の運転代行業界におかれましても、国民が安心して利用できる安全な運転代行業界の構築にさらなるご尽力で協力をお願いいたします。

平成20年2月に警察庁と協力して「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を取りまとめ、運転代行サービスを利用しやすい環境の整備に努めてきたところですが、一方で、運転代行業者による違法行為が後を絶たないとの指摘があったことから、平成23年に国交省及び警察庁は、皆様方と協力・連携しながら、運転代行業の実態調査を実施いたしました。その結果、随伴車の白タク行為が多く行われており、利用者自らが依頼しているほか、飲食店からの紹介も多く違法性の認識が低いことが分かりました。また、料金関係では、「明細入りの領収書の発行」や「不当な高額料金の防止」を望む声のほか、利用時のトラブルとして「乱暴運転」「事故を起こされた」が多く見受けられました。

この実態調査の結果を踏まえまして、運転代行業がこれまで以上に安全かつ安心に利用され、業界全体の健全化を一層図るための健全化対策を昨年3月に取りまとめ発表したところであり、この健全化対策の実施に向けて貴協会等業界団体のご協力を得ながら順次実施していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ご承知のとおり、現在、政府を挙げて飲酒運転の根絶に向けた飲酒運転抑止対策を推進しております。改めて申し上げるまでもなく、運転代行業の皆様の果たす役割は、飲酒運転撲滅のためには重要であり、飲酒運転が行われないような環境整備が一層推進されることを期待しております。そのためには、運転代行業界が真に活性化し、適正化を図っていくことが必要であり、貴協会の指導力に頼るところが大きいものと認識しております。

運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を獲得し、真に国民に信頼されるサービスとなるためには、指導的役割を持つ貴協会が、その使命を再認識して頂くとともに、更なる組織の強化と活性化に努めていただくことが重要であり、今後の活動に期待するところ大であります。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様にとって益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

「安全・安心に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」着々と具現化

運転代行業の更なる健全化対策の重点施策 「随伴用自動車の表示のペイント化(固定化)」施行へ

国土交通省は、昨年12月運転代行業法施行規則(国土交通省令)の改正のうち「随伴用自動車の表示のペイント化(固定化)」を本年1月下旬交付、3月下旬施行(いずれも予定)することを発表しました。これは、従来から指摘されている、運転代行業者の白タク行為を始めとする違法行為根絶の改善策とし

て実施されるものです。この改正により、白タク行為のほか、損害賠償無措置、無登録随伴車による営業等の違法行為が抑止され、その結果悪質業者の淘汰、運転代行の専門化が進むことで、今後運転代行業界全体の適正・健全化が加速されることが期待されます。

行政処分歴(ネガティブ情報)公表基準」決定 警察庁が各都道府県警察本部へ通達

警察庁は、運転代行業法に基づく行政処分の公表基準を定め、昨年11月各都道府県警察本部あてに、各運輸支局と緊密に連携して行政処分の公表を実施するよう通達したことを明らかにしました。これは昨年3月に発表された「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の中の「安全・安心な運転代行業者の普及促進策」の一つとして示されたものです。

この施策は、現在業界が一体となって創設に取り組んでいる優良運転代行業者評価制度と相まって、利用者及び飲食店等における安全・安心な運転代行業者の選択の機会が増加することにより、悪質業者の自然淘汰が促進され、業界全体が健全化することが期待されます。

行政処分の公表基準

1. 公表の対象となる行政処分

- | | |
|------------|------------|
| (1) 認定の取消し | (3) 営業停止命令 |
| (2) 指示処分 | (4) 営業廃止命令 |

2. 公表の内容

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 認定証番号 | |
| (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号 | |
| (3) 主たる営業所が所在する市区町村 | |
| (4) 処分年月日 | (5) 処分内容 |
| (6) 処分理由 | (7) 根拠法令 |
| (8) 処分を行った公安委員会 | |

3. 公表を行う公安委員会及び公表の方法

- (1) 公表は、公表対象処分を行った公安委員会が行う。
- (2) 公表は、都道府県警察本部のホームページで行う。

4. 公表の期間

当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

5. 実施上の留意事項

公表は、運転代行業者に行政処分の公表について周知したうえで、実施された行政処分から順次行う。

協会、運転代行料金問題の検討に着手

当協会では、現在業界最大の問題である代行料金の低料金化の実態を把握すべく、昨年末会員を対象にしたアンケート調査を実施しました。

その結果、代行料金の地域間格差、同一地域内格差が、平成19年に協会が実施した代行料金調査から一段と広がっている実態が明らかになりました。警察庁・国土交通省が一昨年実施した代行業界の実態調査においても、「料金システムが不安」という利用者お声が寄せられています。

また、顧客獲得の手段として、採算を無視した低料金営業を行う一方、違法な営業行為、たとえば無保険・無登録車による営業、違法な業務委託、白タク行為等が行われている実態がうかがえます。

こうした現状を打開するためには、飲酒運転根絶の受け皿である運転代行業の健全運営に向けて代行料金の地域別下限料金制度の実現をめざすべきと考え、協会では「代行料金問題プロジェクト」を立ち上げることを検討しています。

優良運転代行業者評価制度の大枠固まる 業界一体化による制度運用をめざし、認定委員会を設置

昨年3月、警察庁・国土交通省が打ち出した「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の中で、安全・安心な運転代行業者の普及促進策の一つとして「優良運転代行業者の評価制度の創設」を、運転代行業界団体が創設することが示唆されています。

これを当協会では真摯に受け止め、(公財)運転代行振興機構と連携して制度設計に取り組んだ結果、警察庁・国土交通省の助言を受けながらほぼその大枠がまとまりました。主な認定要件としては、法令遵守、随伴用自動車の任意保険加入、納税申告義務の履行などです。今度さらに協会・機構が協力して細部にわたり検討を加え、それぞれ機関決定を経て、本年度中に発表の予定です。

なお、この制度が業界一体のものであること、また制度運営に公平を期するために、協会・機構が協議し、評価制度運営を担う優良運転代行業者評価認定委員会を設置すべく準備中です。

随伴用自動車の表示のペイント化について 協会、パブリックコメントを提出

昨年末、国土交通省は随伴用自動車の表示のペイント化を義務づける省令改正案を発表しました。これに加えて国土交通省では、1月8日を締め切りに今回の省令改正案についての意見公募(パブリックコメント)を行いましたので、協会としての意見を提出しました。以下その内容をご報告いたします。なお、国土交通省では公布を1月下旬、施行を3月下旬に予定しています。

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
氏名 公益社団法人全国運転代行協会 会長 丹澤忠義

(対象部分) 随伴用自動車の表示を固定する改定案

(ご意見) 上記改正案に賛成致します。

(理由) これまで、運転代行業者の違法行為を誘発する原因の一つが、マグネットによる着脱可能な表示板にあることは、業界周知の事実であります。

違法行為とは

●表示板を外してのタクシー類似行為。 注:現在、相当数の地域で代行料金がタクシー料金より安いと、これを知っている利用者が、あえて代行業者に白タク行為を強要する、ということも否定できない事実であります。協会として、料金問題にも着手すべきと考えております。

●表示板を有料で貸し出し、無認可営業を助長する行為。

●表示板を多数持つことにより、無登録随伴用自動車、無保険随伴用自動車に貼り付け営業する行為

表示の固定化により以上の違法行為がかなり是正されると存じます。

更なるお願い 今回の改正案に対して、車体と同色のマグネットを作成、代行表示を隠す方法により、白タク行為を続けることができる、との噂が浮上しています。省令が遵守されるべく施行後の取り締まりの強化をお願い申し上げます。

なお、昼間使いにくいとの会員以外の兼業業者の意見に対しては、法令遵守、交通安全、運転技術、サービス対応、労務管理などさまざまな面から、代行業は片手間でできる事業ではない、専門化すべきである、と説得しております。

飲酒運転根絶街頭活動、全国で活発に推進中！

沖縄発

県をあげての飲酒運転根絶県民大会に 沖縄県支部が総力をあげて協賛

10月23日(月)沖縄市民会館大ホールにおいて沖縄県飲酒運転根絶県民大会が、午後3時半から2時間にわたって開催され、1,500人定員の会場に立ち見が出るほどの盛況でした。

これは、沖縄県、沖縄県議会、沖縄県警察が共催して開催、その趣旨に賛同した当協会沖縄県支部では支部の総力を挙げて協力、飲酒運転根絶チラシ、ティッシュ各1,500を会場で参加者に配布しました。この催しは、飲酒運転根絶条例が施行3年を迎えたことを一つの節目に、沖縄県では更なる条例の浸透を図って、県民総ぐるみで「飲酒運転脱ワースト1」を実現しようとするものです。

協会新崎支部長によれば、沖縄県は新規参入業者が無保険営業・異常な低料金・暴走運転等の悪質な行為を行っているとのこと。優良運転代行業者評価制度の早期導入に期待するとともに、県警・所轄と連携を図り、業界の実態把握と指導体制を強化したいと新崎支部長は抱負を述べていました。



飲酒運転根絶県民大会会場、協会作成のぼり旗も人目をひいた。

北海道発

北海道支部・帯広地区で 夜間飲酒運転根絶街頭活動実施

交通安全と飲酒運転根絶を訴える街頭活動を、11月13日(火)に協会北海道支部・帯広地区(樋渡支部長)と地元の十勝地方運転代行連合会と合同で、会員7社ほか業者と帯広警察署交通課係官にもご参加いただき、国道241号線沿いで通行車両に飲酒運転根絶を呼びかけました。12月18日(火)には繁華街駐車場と飲食店ビル前で、気温マイナス16度の

なか、会員5社のほか参加各社が「飲酒運転は止めましょう」と歩行者に呼びかけ、飲酒運転根絶チラシとティッシュを配布しました。



街頭活動に参加した支部会員と十勝地方運転代行連合会の皆さん

滋賀発

守山駅、能登川駅、彦根市内と相次いで 滋賀県支部が飲酒運転根絶街頭活動実施

協会滋賀県支部(辻支部長)では、11月16日(金)にJR守山駅前において守山警察署のご協力をいただき飲酒運転根絶街頭活動を実施、11月30日(金)には県警本部、東近江警察署、地元交通安全協会のご協力をいただきJR能登川駅構内で、さらに12月12日(水)には彦根市スーパーフレンド駐車場で、彦根警察署、市交通対策課、交通安全協会、安全運転管理者6名、キリンビールのご協力のもと、それぞれ飲酒運転根絶街頭活動を実施しました。



彦根市繁華街での滋賀県支部会員による街頭活動

茨城発

飲酒運転しない! させない! キャンペーン 茨城県支部、地元連絡協議会と協賛実施!

茨城県支部(中山支部長)では、地元運転代行業連絡協議会に協賛して11月30日(金)に土浦駅西口ペデストリアンデッキにおいて、飲酒運転根絶街頭